

朝日村農業ビジョン検討会要綱

(目的)

第1条 朝日村における農業振興施策の基本的な方針について朝日村農業ビジョン検討会（以下「検討会」という。）を設置し、意見交換を行うことにより朝日村農業ビジョンの策定等に資することを目的とする。

(所管事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 農業ビジョンの基本的な方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 農業生産者代表
- (2) 農業関係団体代表
- (3) 農業委員会代表
- (4) 農業関係機関代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(検討会)

第4条 検討会に座長を置き、座長は村長をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 検討会は、村長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所管事項が終了するまでの期間とする。ただし、村長が必要と認めた場合は、任期を延長することができる。

- 2 関係機関等を代表する委員の任期は、当該関係機関等における任期内に限る。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、産業振興課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか検討会運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。